

平成30年2月7日

熊本鉄構株式会社

代表取締役 荒瀬 雅之 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業 環境影響評価事前配慮書」
についての意見書

「(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業 環境影響評価事前配慮書」に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号。以下、「条例」という。）第8条の7第1項の規定により、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

今後、判定願又は環境影響評価実施計画書（以下、「実施計画書」という。）において、本意見への対応結果を可能な限り詳細に記載する必要がある。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

事業実施区域及びその周辺地域は、自然環境に恵まれた地域であることから、本事業の実施に伴う環境影響を実行可能な範囲で最大限回避又は低減する必要がある。

このため、配慮書に記載した事業計画の複数案に限らず、地形改変区域の範囲や太陽光パネルの配置等を十分に検討する必要がある。また、その検討内容を判定願又は実施計画書に適切に記載する必要がある。

(2) 異常気象時等への対策

地形改変に伴う雨水の流出量の変化により、集中豪雨時等に事業実施区域周辺において、洪水等の被害が発生するおそれがある。また、太陽光パネルの種類によっては鉛やカドミウム等の有害物質を使用しているものもあり、

土砂災害や強風によって発電設備が破損した場合、太陽光パネルに使用されている有害物質が溶出する可能性が考えられる。

このような事故等の発生を未然に防止するため、日常の点検・管理体制の構築を含め、万全の対策を検討する必要がある。

(3) 設備利用終了後の措置

事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合、環境に悪影響が生じるおそれがあることから、設備の利用終了後に当該設備が確実に撤去できるよう、事業の早期段階から設備廃棄費用を準備する等、適切な事業計画を検討する必要がある。また、設備の利用終了後は、周辺の在来樹種を使用した緑化を実施することが望ましい。

(4) 周辺住民への配慮

事業計画の検討にあたっては、周辺住民から寄せられた意見等に十分に配慮するとともに、条例で定める手続以外にも説明会を開催する等、積極的な情報公開に努め、周辺住民の理解を得る必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質，騒音，振動

工事の実施に伴い発生する粉じん，騒音，振動について，周辺環境への影響を可能な限り低減するため，適切な環境保全措置を検討する必要がある。

また，工事関係車両の走行に伴う環境影響が懸念されることから，これに係る大気質，騒音，振動について調査・予測・評価を実施する必要がある。

(2) 水質

事業実施区域及びその周辺地域に農業用ため池が存在することから，地形改変に伴う雨水の流出量の変化等について調査・予測・評価を実施し，必要に応じ農業用ため池への影響を低減するための措置を講じる必要がある。

工事中及び供用後において，事業実施区域周辺の農業用ため池等に対して濁水の影響を発生させないように，適切な環境保全措置を検討する必要がある。

(3) 地盤

事業実施区域北側の一部区域が土砂災害警戒区域に指定されていることや，本事業の実施によって大規模な地形改変が行われることから，盛土の安定性

や土砂災害に対する安全性を確保するため、適切な措置を検討する必要がある。

(4) 植物，動物，生態系

ア 植物，動物の生育，生息状況を詳細に把握するため，夏季及び秋季以外の時期についても現地調査を実施し，その結果を踏まえ本事業の実施による影響を予測・評価する必要がある。

また，現地調査において改変区域内で発見された貴重種について，移植を行うこととしているが，移植した個体が定着しない事例が多く見受けられることから，移植の実施に優先して，貴重種への影響を回避又は低減するための措置を検討する必要がある。やむを得ず移植を実施する場合は，あらかじめ移植適地を慎重に選定し，移植後の維持管理方法を検討しておく必要がある。

イ 本事業の実施により，特定外来生物をはじめとする生態系への侵略性が懸念される外来種が事業実施区域内に侵入及び定着しないよう，適切な対策を検討する必要がある。

ウ 造成緑地の整備にあたっては，周辺の在来樹種を使用することが望ましい。

(5) 景観

事業実施区域周辺は豊かな里山景観を有していることに十分留意するとともに，フォトモンタージュ法等の視覚的に分かりやすい手法を用いて，適切に予測・評価を実施する必要がある。

(6) 地球温暖化

発電効率の高い太陽光パネルを選定することにより，可能な限り二酸化炭素排出量の削減に貢献する必要がある。

(7) その他

太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気象変化について，類似施設での事例も調査したうえで，予測・評価を実施する必要がある。その結果に応じ適切な環境保全措置を検討することが望ましい。